

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	本 間 豊
同	高 品 彰
同	佐 藤 祐 文
同	高 橋 正 治

住民監査請求に基づく監査について(通知)

令和 2 年 10 月 5 日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。また、同条第 2 項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、住民監査請求の期間制限について規定しています。

請求人は、平成22年から平成27年までに行われた市の横浜熱闘倶楽部に対する補助金の支出を違法又は不当な公金の支出と主張していますが、本件請求時（令和 2 年10月 5 日）において、当該補助金の支出が終わった日から 1 年以上経過していることは明らかです。また、1 年を経過したことについての正当な理由も窺え^{うかが}ません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。